

Client Alert

2021年 2月

For more information, please
contact:

Ken Chia
Principal
+65 6434 2558
ken.chia@bakermckenzie.com

Daryl Seetoh
Associate
+65 6434 2257
daryl.seetoh@bakermckenzie.com

Victoria Wong
Associate
+65 6434 2231
victoria.wong@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせは、井上または八木まで:

Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

Naoko Yagi (八木 尚子)
+65 6434 2210
naoko.yagi@bakermckenzie.com

シンガポール: 個人情報保護(改正)法、 第一段階施行

概要

2021年2月1日、2020年個人情報保護(改正)法の一部セクションが段階的に施行された。

パブリックコメント(「諮問書」)の中で提案された個人情報保護法案(「法案」)における変更、および、諮問書と2020年10月5日にシンガポール議会で議論された法案の顕著な違いについては、以前のクライアントアラートにて要約説明しているため、参照されたい。法案は、2020年11月2日に可決されており(「法律」)、施行ガイドラインは2020年11月20日に個人情報保護委員会(「PDPC」)によって草案形式で発行された(施行ガイドラインの概略については別のクライアントアラートを参照)。しかし、その後PDPCにより発行された他のガイドラインに統合された。

本クライアントアラートでは、2021年2月1日に施行された法律の幾つかの規定について更に詳しく説明する。

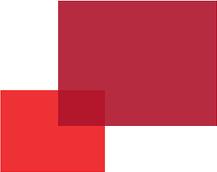
コメント

- 本法律の第一段階施行では、情報漏洩の通知義務に関するシステム、個人情報の誤った取り扱いによる違反、同意フレームワークの拡大および関連する例外等、主要分野に変更が追加された。
- 事業者は、本法律の規定を実際にどう対応し導入するか検討すべきである。例えば、情報漏洩の際の対策、同意フレームワークの拡大および関連の例外が事業に与える影響、更にプライバシーポリシー改正の必要性について検討を要する。

2021年2月1日発効の主要な変更点

情報漏洩の通知義務

新しい情報漏洩の通知義務制度は、企業に対し、情報漏洩により影響を受けた個人(「被害者」)に重大な危害をもたらす、またはそう推定されることをPDPCに通知



する事を義務付けている。ここでは、かなりの規模の危害、またはそれに関わる500人以上の被害者の個人情報の関与を意味する。

通知は、可能な限り速やかに PDPC に届け出る義務がある。いかなる場合においても、事業者が情報漏洩を通知する必要があると判断した日から、3日以内に通知する必要がある。

2021年個人情報保護(情報漏洩の通知)規則(「**情報漏洩の通知に関する規則**」)は、情報漏洩により被害者に重大な危害をもたらすと見なされる個人情報および個人情報の分類リストを規定している。これには、未公開の財務情報、脆弱な個人の特定に繋がる情報、養子縁組に関する情報、および特定の医療情報が含まれる。情報漏洩が500人以上の個人に影響を与える場合には、情報の漏洩が当該個人情報および個人情報の分類のリストに含まれているかに関係なく、PDPCへ通知する義務がある。

情報漏洩の通知に関する規則では、事業者が最初に情報漏洩に気づいた日付や状況、情報漏洩が通知すべきものであるという事業者の評価判断を含む、情報漏洩発生後に事業者が講じた時系列の対応説明、影響を受けた被害者の数、情報漏洩によりどのような被害を受けたか、個人情報と個人情報の分類、そして情報漏洩による潜在的な被害など、通知に含める必要のある最低限の情報が規定されている。

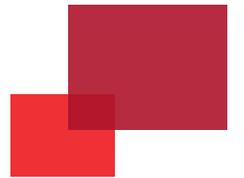
個人情報の取り扱いを誤った場合の刑事罰

本法律は、個人情報の重大な取り扱いの誤りに対して、個人に責任を負わせる新たな刑事罰を導入している。これらの違反行為には、以下が含まれる:個人情報の故意、または危険を意に介さない無許可での開示; 不法な利益または損益を個人に与える目的で、故意、または危険を意に介さない個人情報の不正使用; そして、匿名化された情報の不正な再識別。これらの違反行為には、5,000シンガポールドルを超えない罰金または2年以内の禁固刑、或いはその両方が科される。ただし、事業者の権限の下で業務に携わる個人は、個人的な責任を負わないものとする。

事業者は雇用関係を有する従業員の行動に対して責任を負うことには変わりはないため、これら個々の違反行為は、事業者が主に情報保護の責任を負うという方針の立場を崩すものではない。更に、これらの状況は、私的紛争における行為がこれらの違反行為の下で刑事訴追の対象となることを意図したものではない。

さらに、PDPAは、公的に利用可能な情報について、個人情報の悪質な取り扱い違反に対する、幾つかの防御を提供している。これらには、当該行為が他の法律の下で許可されている、または要求される場合、当該行為が裁判所命令により認可されている、または要求される場合、そして個人が当該個人情報を収集、使用、または開示する法的権利を有すると合理的に信じている場合が含まれる。

説明責任を確保するため、公的機関を代行する事業者は、PDPAの主な規定から除外されなくなった。



同意の枠組みと例外の拡大

本法律の新しい規定は、契約上の必要性によるみなし同意、および通知によるみなし同意を規定しており、個人情報の収集、使用および開示について同意が与えられたとみなされる新しい基盤を事業者に付与するものである。

契約上の必要性によるみなし同意

本規定により、契約の履行または締結を目的としたパートナーまたは請負業者への個人情報のダウンストリーム処理が可能となり、事業者にとって大きなメリットとなる。

通知によるみなし同意

本規定により、事業者は個人に通知され、オプトアウトする合理的な機会が与えられている場合に限り、個人情報を収集、使用、または開示することができる。通知によるみなし同意に依拠することは、関連する個人情報の種類および個人情報の収集、使用、または開示の方法を考慮の上、事業者が幾つかの条件が満たされていることを評価および判断することが条件となる。事業者は、悪影響を排除および軽減するための評価を実施、個人への適切な通知を確認する合理的な措置を講じ、合理的なオプトアウト期間を付与する必要がある。

みなし同意のための新しいフォームの導入に加え、他の改正には、個人の同意なしに情報を収集、使用、および開示することに対する 2 つの例外が含まれており、より多くの情報の使用と革新を可能とする。

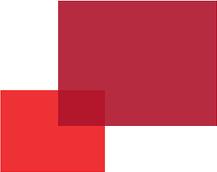
正当な利益の例外

この例外は、事業者または個人の正当な利益のために、そして正当な利益が個人への悪影響を上回る場合において、事業者が個人情報を収集、使用、または開示できることを規定している。また、個人の利益が保護されているかどうかを確認するための追加的な保護措置を遵守する義務が事業者に課せられている。但し、この例外は、事業者が個人に直接マーケティングメッセージを送信することを認めていない。

正当な利益の例外規定に依拠することを希望する事業者は、個人情報が同意なしに収集、使用、および開示されている個人に対し、その事実を開示する必要がある。正当な利益の例には、違法行為の捜査または防止目的、物理的安全とセキュリティへの脅威、IT とネットワークのセキュリティ、サービスの誤用防止、その他必要な企業のデューデリジェンスの実施が含まれる。

事業改善の例外

この例外規定の導入により、事業者は、商品、サービス、方法またはプロセスの改善や強化、顧客の行動および嗜好の研究や理解など、ビジネス改善の関連目的で



個人情報を収集、使用、または開示することが認められた。また、この例外は特定の保護措置がある場合に限り、関連する事業者が特定の状況で個人情報を共有することを認める。同意の枠組みはさらに拡大されており、範囲が拡大された事業資産取引の例外と、イノベーションを可能にするため緩和された研究の例外にわずかな変更を加えている。

研究の例外については、個人情報の使用に明確な公益性があることが必要となる。また、研究結果は、個人に影響を与える決定に使用されないこと、研究結果が個人を特定できる形で公開されないことが求められる。

同意の枠組みの拡大に伴い、事業者が所有または管理する個人情報に対する、事業者の説明責任が明示されている。さらに、事業者が通知によるみなし同意、または、正当な利益の例外に依拠することを希望する場合、個人への悪影響の可能性を評価し、個人への悪影響を排除、軽減、または軽減するための合理的措置を講じる必要がある。事業者は、通知によるみなし同意および正当な利益の例外について、PDPCにより発行された評価チェックリストを参照されたい。

その他

2021年2月1日に発効した、その他の重要な変更は以下を含む：

a) 自発的な取り組み

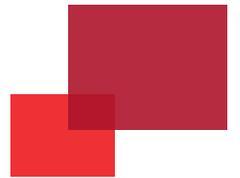
PDPCは、事業者のPDPAの違反について、全面的に調査する代わりに、事業者からの自発的な取り組みを受け入れ、実施する権限を強化した。規定に違反している事業者は、PDPAの要件に関して、特定の対応を取ることを自発的に約束したり、自発的な取り組みについて公表したり、または特定の行動を控えたりすることができる。

b) 裁判外紛争解決

情報保護の苦情管理のため、裁判外紛争解決のシステムが確立されている。PDPCは、紛争の両当事者の同意を得る必要なしに、調停を通じて紛争を解決するよう申立人に指示し、その目的のための紛争解決スキームを確立する権限を与られている。PDPCはまた、証人に訴訟への出席を強要したり、文書および情報の引渡を要求できる。違反した場合には、本法律の基づく、犯罪となる。

c) 辞書攻撃とアドレス収集ソフトウェアの使用禁止

辞書攻撃とアドレス収集ソフトウェアを使用した、迷惑メッセージの電話番号への送信は、PDPAの電話勧誘禁止規定により禁止されている。さらに、スパム管理法も改正され、インスタントメッセージアカウントへの大量の商用テキストメッセージも対象となった。事業者は、本法律の規定を実際にどのように実施するか検討し、措置



www.bakermckenzie.com

Baker McKenzie Wong & Leow
8 Marina Boulevard
#05-01 Marina Bay Financial Centre
Tower 1
Singapore 018981

Tel: +65 6338 1888
Fax: +65 6337 5100

を講じる必要がある。例えば、情報侵害事件の対応策の策定、同意フレームワークの拡大および関連する例外が実際の事業運営にどう影響するか、プライバシーポリシーの改正を要するか等の検討が必要である。